

総 税 企 第 4 4 号
平成 2 8 年 4 月 2 1 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長

平成 28 年（2016 年）熊本地震による被災納税者に対する
減免措置等について

このたびの平成 28 年（2016 年）熊本地震による被災納税者に対しては、関係
地方団体において、既に各般にわたる救済措置が講じられつつあると思いき
ますが、被災した納税者に対する地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び
減免の措置等について、適切に運営されるようご配慮願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）
に基づくものです。

なお、国税に関する申告等の期限の延長については、国税通則法（昭和 37 年
法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、国税庁において別紙のとおり、その地
域を指定する予定としていますので念のため申し添えます。

(別紙)

平成 28 年 4 月 21 日
国 税 庁

熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長措置について

1. 平成 28 年熊本地震による被災状況等に鑑み、国税通則法第 11 条に基づき、熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

これにより、熊本県に納税地を有する納税者につきましては、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

2. また、熊本県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

(注) この地域指定による申告・納付等の期限の延長措置は、近日中に官報で告示される予定です。

また、熊本県以外の地域については、引き続き、被災の状況等を踏まえて検討してまいります。